

貨物固縛マニュアルの準備のための指針に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

貨物固縛マニュアルの準備のための指針に関する事項

改正理由

SOLAS 条約 VI 章第 5 規則及び VII 章第 5 規則においては、ばら積み貨物を除くすべての貨物は、主管庁が承認した貨物固縛マニュアルに従い積付け及び固縛する旨規定されており、当該マニュアルの作成要領については貨物固縛マニュアルの準備のための指針（MSC/Circ.745）に規定されている。

IMO において、コンテナの積付け及び固縛作業に従事する作業員の安全を確保することを目的に当該指針の見直しが行われ、作業員がコンテナへ安全に近づくための設備等を示す貨物安全アクセス図を当該マニュアルに備え付ける旨規定する改正が、2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会（MSC87）において承認され、MSC.1/Circ.1353 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1353 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

貨物固縛マニュアルに貨物安全アクセス図を追加した。